

給食費負担軽減事業における非喫食者支援について

1 概要

市立小学校（特別支援学校の小学部を含む）の学校給食費の無償化に伴い、アレルギーや不登校等の理由で、恒常的に給食を停止している児童の保護者に対して、食材費相当額を給付する。

2 給付対象者の要件

市立小学校（特別支援学校の小学部含む）に在籍する者で、下記に該当し、ひと月（暦月）を通して給食を停止している場合

（１）アレルギーその他疾患により喫食できない者

※主食、副食、牛乳の一部欠食も含む。

ただし、副食に関しては、複数品目提供される副食の全てを停止している場合のみ該当

（２）不登校や入院等による長期欠席者

（３）その他、恒常的に給食を喫食できないと教育委員会が認める者

※停止の期間がひと月（暦月）に満たない場合は、給付の対象外とする。

3 給付額

令和8年度は、食材費相当額の5,800円（月額）を上限として支給する。

※国の給食費負担軽減交付金（5,200円）と、重点支援地方交付金（600円）を活用して支援。令和9年度以降の給付金は、国の給食費負担軽減交付金の基準額等を踏まえ毎年決定する。

※一部欠食の場合の給付額は、下記のとおり。

<給付額の例（小学校）>

パンのみ	498円
ご飯のみ	1,150円
副食のみ	2,944円
牛乳のみ	1,195円

※特別支援学校は、障害種別によって金額が異なる。

※アレルギーが重複する場合は、該当額を合計する。

4 給付時期

1年分をまとめて、翌年度4月に支給する。

5 今後のスケジュール

- ・8～9月 各学校への説明、保護者への周知、要綱、申請書等の整備
 - ・10月～ 申請受付開始(随時)
 - ※ 既に対象者が給食を停止している場合は、令和8年度は停止した月に遡って給付する。なお、給付は暦月を通して給食を停止している場合に限る。
 - ※ 給食の停止は、随時受け付けているが、原則、停止したい日の20日前までに申し込む必要がある。
- 例) 10月1日から停止する場合・・・給食停止の申込み期限は9月11日まで

給食費負担軽減交付金実施要領

(令和8年3月24日 文部科学大臣決定) 抜粋

6 事業実施に当たっての留意事項

(2) 非喫食者支援

- ① 非喫食者及びその保護者を対象とした金銭給付その他の給付を行う事業を実施する場合には、給付の目的として、やむを得ない事情により、恒常的に給食を喫食できないことについて学校給食費相当額の金銭給付又は現物給付を行うものであることを明確化するとともに、当該事業の概要、当該事業に要する費用及び交付対象経費等を記載した実施計画を策定し、大臣に提出すること。
- ② 対象者は、給食実施校における在籍児童であって、主として、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者を想定している。やむを得ない事情としては、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等が考えられること。
- ③ 本事業により支援の対象となる金銭給付等の額については、児童一人につき、当該児童の在籍する学校における学校給食の区分に応じて、上記3(2)で各都道府県が申請する額 × 非喫食の期間月数(一月に満たない端数がある場合、切り捨て) × 1/2 を乗じた額を上限とすること。

学校給食費負担軽減補助金交付要綱

(福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長通知) 抜粋

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条

3 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食法第11条第2項に基づき小学校等に在籍する児童の保護者が負担する学校給食にかかる食材料費を軽減するために要する経費
- (2) やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者に対する金銭給付その他の給付を実施する経費

4 補助対象経費にかかる必要な要件については、国要綱等の定めるところによるものとする。